

## 設工認ヒアリング等コメント管理表

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
ヒアリング時コメント						
12/6 12/20	1206-01	技術基準適合	—	<p>技術基準の各条文毎に、以下を整理し説明すること。</p> <p>②施設特有の内容（津波、代替計測など、既認可の乾式貯蔵や輸送貯蔵兼用キャスク、型式認定で全く前例のない設計方針）</p> <p>①許可の基本設計方針について、ハード（設工認）で対応するものと、ソフト（保安規定）で対応するものの分類（事業許可の表（R2.6.30）をベースに、左欄を技術基準に書き換え、設工認欄に設備名、添付の記載箇所を記すこと）</p> <p>③許可または既設工認からの変更点（材料、寸法、解析条件等の変更。名称変更も含む）。なお、許可と既設工認の2つの表に分けること。設備区分が「既設」のものについては、既認可からの設計変更の有無を追記のこと。</p> <p>④実用炉や核燃料施設で実績のない評価手法などを用いる場合は、その詳細な内容（数が少なければ条文毎でなくともよい）</p> <p>⑤対象設備の抽出プロセス、抽出した結果、漏れがないことの説明。三菱原子燃料の申請書を参考に、補正に向けて作業を進めること。</p> <p>⑥日立GEの型式指定との比較による、申請書の不足分の抽出（臨界解析、設定根拠、強度計算の入力値等。タイトルだけではなく申請内容を書き下した上で、差分及びその理由（今回の審査で要確認）、不足箇所（補正箇所）を整理のこと）</p>	<p>①～④12/14のヒアリングで記載様式案を提示。12/20のコメントを反映し、②を軸にして他の資料にリンク付けする方向で作成する。</p> <p>⑤ ①～④をもとに作成する。</p> <p>⑥日立GEの型式指定との比較により、申請書の不足がないこと及びRFS申請書特有の記載事項があることを、参考資料「先行事業者の型式指定申請書との比較」（設2-参-002）で説明する。12/14ヒアリングにて説明したが、型式指定との差分を明確に抽出できるように、また、評価の方法・条件・結果の違いとその理由がわかるように修正し、再提出する。</p>	<p>①～④ 1/26提出。</p> <p>⑤2/7の週に提出予定。</p> <p>⑥参考資料改訂版（設2-参-002改1）を12/27提出。</p>
12/6	1206-02	改造工事	第2回設工認申請書 添付書類3 第3-1表	<p>・今回工事を要する改造が必要な設備がどれかを明確にし、どう改造するか、どう安全に実施するか、工事方法はどうかといった改造内容の具体を説明すること。</p> <p>・第3-1表の分類に、新規/既設に加えて、「改造」を加え、改造する設備については「改造」とした方が分かりやすい。</p>	<p>・改造を行う各設備の補足説明資料において説明する。</p> <p>・第3-1表に分類に「改造」を加え、改造する設備はそのように分類する（→補正）</p>	<p>・順次説明予定。</p> <p>・補正案検討中。</p>
12/6	1206-04	工事の方法	第2回設工認申請書 別添Ⅲ 2 工事の方法（金属キャスク）	<p>・図1.1-1において、適切な時期に検査すると記載しているが、新規製作を前提とした検査時期を明示するべきではないか。製作済設備の扱いについては、注記等で説明を付ければよい。</p> <p>・金属キャスクの据え付け後の据付検査は不要か。</p>	<p>・コメント趣旨に沿って記載する（→補正）</p> <p>・据付検査を実施することを明確化する（→補正）</p>	<p>・補正予定。</p> <p>・補正予定。</p>
12/6	1206-05	工事の方法	第2回設工認申請書 別添Ⅲ 2 工事の方法（金属キャスク）	<p>・第1回設工認補足説明資料（設1-補-003改4 設工認申請書の記載方法について（2021.7.20）添付資料4）に記載の、工事の方法の金属キャスクの記載と、第2回設工認申請書の記載が異なっているように見える。記載を変えたのであれば、その理由を説明すること。</p>	<p>・分割第1回申請ヒアリング等で説明した通り、今回申請書作成に当たって、以下に示す規制庁コメントの反映等をはじめとする記載の追加や適正化を図った。</p> <p>・容器承認維持のため、基本設計方針検査の適正化と工事上の留意事項の追加</p> <p>・工事の方法の検討進捗による機能及び性能検査の追加及び記載の適正化</p> <p>・先行事業者の申請書を踏まえた記載の適正化。</p>	<p>・左記を12/20ヒアリングにて回答済。</p>

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
12/6	1206-06	工事の方法	第2回設工認申請書  別添Ⅲ 2 工事の方法 (金属キャスク)	・搬入する金属キャスクが原子炉等規制法59条に基づく承認を受けたものであることを確認すると説明しているが、収納される燃料が今回申請の設工認の範囲であることを確認する具体的な方法を説明すること。	補足説明資料「金属キャスクへの使用済燃料の収納と搬出への備えについて」(設2-補-005)の通り、原子炉設置者が作成する収納記録を確認することにより対応する。なお、分割第1回申請ヒアリング等で説明した通り、具体的な確認方法については、原子炉設置者との協議による。	・12/6ヒアリングにて回答済。
12/6	1206-08	閉じ込め	第2回設工認申請書  添付書類3 添付2-1-1	・P8 電中研密封性能試験結果の適用性についてであるが、第6図に示す計測データは今回申請のキャスクとは蓋の構造が異なる。また、二次蓋の計測データであり一次蓋の計測データではない。これらのデータの適用を妥当とする理由を、適用できる部分、適用できない部分を明確にして整理し、説明すること。	・電中研密封性能試験結果の適用性については、補足説明資料(設2-補-002)の「2. 電力中央研究所の密封性能試験結果を適用することの妥当性」に整理し記載している。	・左記を次回ヒアリングにて説明予定。
12/6 12/20	1206-09	閉じ込め	第2回設工認申請書  添付書類3 添付2-1-1	・P1 金属ガスケットの長期密封性能に関わるデータとして、東海第二発電所の乾式貯蔵容器の調査として7年間の実績が示されているが、平成21年資料からの引用であり、およそ20年経過していることから、最新の知見を確認し説明するとともに、それが引用可能なら引用すること。 (12/20追加コメント) ・貯蔵中の誤警報発生などの事例報告がないか。	・平成21年度資料が正式資料としての最新であることを確認したため、申請した添付書類の記載から変更はしない。  ・日本原電に問い合わせ、回答する(→コメント回答資料作成)	・左記を12/20ヒアリングにて回答済。  ・1/13ヒアリングにて回答済(コメント回答資料にて。資料提出も同日)
12/6	1206-10	閉じ込め	第2回設工認申請書  添付書類3 添付2-1-1	・補足説明資料(設2-補-002)P8 一次蓋の密封異常に対し、施設から搬出するまでの間は輸送物の状態で受入れ区域に仮置きする、また、同補足説明資料添付3-6では0リングの耐熱性から1年以上仮置き可能とあるが、最大どの程度の仮置き期間を想定しているのか。長期の仮置きは貯蔵としての密封監視が必要なのではないか。異常時の対処の方法と仮置き期間を説明すること。	・資料を作成し、説明する(→別途コメント回答)	・12/20 コメント回答提出。
12/6	1206-11	除熱	第2回設工認申請書  添付書類3 添付3	・P22及び補足説明資料(設2-補-003)P47 FLUENT検証として、建屋内温度分布の検証データが示されているが、FLUENTによる解析は空間温度ではなく壁面温度の評価を目的に用いているのではないか。壁面温度評価における検証データが適切に検証されたものか、解析の誤差範囲も併せて説明すること。	・資料を作成し、説明する(→別途コメント回答)	・回答案作成中(1/31の週以降に提出予定)
12/6	1206-12	除熱	第2回設工認申請書  添付書類3 添付3	・補足説明資料(設2-補-003)P54 添付7-1-2図の考慮する圧力損失要素で、給気口下部には盤やトレイ等の構造物が設置される場合があるが、これらの影響はどのように考慮されているのか。	・添付7-1-2図は受入れ区域を説明したのものであり、給気口下部には盤やトレイ等の構造物は設置されない。一方、貯蔵区域では設置されることがあるため、申請書添付書類3添付3-2P10の第4図、第5図に示す通り、考慮している。	・12/6ヒアリングにて回答済。
12/6	1206-07	遮蔽	第2回設工認申請書  添付書類1-1	・ロ-(2)-4 断面積ライブラリMATXSLIB-J33による評価について、添付書類3添付4に評価結果を示すこと。	・補足説明資料(設2-補-004(2021.11.29))「4. 二次元輸送計算コードで使用する断面積ライブラリについて」の記載内容を、許可整合の観点から、申請書添付書類3(添付4)に記載する(同補足説明資料からは記載を削除)。	・補正予定。 ・補足説明資料改訂版を1/21提出。

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
12/6	1206-13	強度・耐食性	第2回設工認申請書  添付書類3 添付10-3-2	・P2(PDFのP2457) 架台の強度計算において、代表の応力評価点を①②とした理由を説明すること。	・貯蔵架台の強度計算における応力評価点は、貯蔵状態において解析上最も厳しい貯蔵架台本体中央部と貯蔵架台脚部を代表として選定している。その他のトラニオン固定金具や各種ボルトについては、貯蔵時より荷重が大きくなる耐震計算書で評価を実施している。	・12/6ヒアリングにて回答済。
12/14	1214-01	強度・耐食性	補足説明資料 設2-補-006	・P5,6 金属キャスク吊上げ時の加速度について、クレーン構造規格に基づく1.3Gを条件としているが、2.1項の適用規格の条文、解説等（金属キャスクの構造規格）では、より保守的な輸送容器に対する加速度(3.0G)を求めている。念のため、設計加速度を3.0Gとした場合の評価について説明すること。	・金属キャスク構造規格に基づくトラニオンの3.0Gでの評価を、補足説明資料(設2-補-006)の「2.3.10 吊上げ時の鉛直方向加速度及び許容応力について」に追記する。	・1/26補足説明資料改訂版(改1)を提出。
12/14	1214-02	強度・耐食性	補足説明資料 設2-補-006	・別紙4-1ボロン添加ステンレス鋼板に関する補足説明_詳細な試験データ等が提示されているが、これらの試験データの結果や試験方法等については、どのように検討(JSME等)され、内容が確認されたものなのか。オーソライズの過程を文書で説明すること。	・機械学会のガイドラインに基づいて評価したものであることを、補足説明資料(設2-補-006)の「4. ボロン添加ステンレス鋼について」に追記する。	・1/26補足説明資料改訂版(改1)を提出。
1/13	0113-20	受入施設	申請書 分割第2回  添付書類3 添付11-1	・要求事項として使用済燃料を封入したキャスクが対象となっているため、受入設備（クレーン及び搬送台車）の最大取扱重量、金属キャスクの総重量、使用済燃料を封入したキャスクの最大重量（取扱時に想定される最大重量）について添付11-1で説明すること（具体的な数値を入れて説明してほしい）	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)
1/13	0113-21	受入施設	申請書 分割第2回  別添 I 2.2, 添付書類3 添付11-1	・停電時の保持機能の説明について、別添 I 2.2の説明では、天井クレーンについては「停電時にブレーキを設ける」と説明があるが、基準では「安全に保持」することを求めており、ブレーキが動作した際にキャスク自体を確実に保持できることを明確に説明すること（添付11-1P2の説明でも、保持するための具体的機能が説明されていないので、具体的に機能を説明すること）。	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)
1/13	0113-22	受入施設	申請書 分割第2回  別添 I 2.2	・0113-21同様に別添 I 2.2において、搬送台車の動力供給停止時に金属キャスクを着床させ衝突を防止するとあるが、これはキャスクを安全に保持すると言えるのか説明すること。	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)
1/13	011-23	受入施設	申請書 分割第2回  別添 I 2.2, 添付書類3 添付11-1	・別添 I 2.2において、適合の説明において記載している全ての金属キャスクは「使用済燃料を封入した金属キャスク」であることを明確に説明すること（添付11-1 P2～3の説明では不明瞭なので同様に説明すること）。	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)
1/13	0113-24	受入施設	申請書 分割第2回  別添 I 2.2, 添付書類3 添付11-1	・別添 I 2.2及び添付11 P2にあるブレーキ等の「故障を考慮して二重化」について、具体的構造について、どう二重化しているのか説明すること。	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
1/13	0113-25	受入施設	申請書 分割第2回 別添 I 2. 2, 添付11-1	・キャスクの落下防止装置のうち別添 I 2. 2や添付11-1 P3で設けているクレーンのインターロックについて、添付11-1 P6にインターロック条件の説明があるが、この条件の設定根拠が添付の記載だけだと分からないので説明すること（基本設計方針にある「金属キャスクを吊った状態で仮置中の金属キャスクを通過できない」ことを条件でどう達成するつもりなのか、具体的に説明すること）。	・補足説明資料設2-補-007を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月初旬提出予定)
1/13	0113-26	計測制御系 統施設、 放射線管理 施設	申請書 分割第2回	・計測制御機器（放射線管理施設も同様）について、要目表に計器精度を記載すべきかどうかについて、RFSとしての考え方を整理して説明すること。 ・実用炉で記載していないということであれば、使用前事業者検査をどのように実施しているのか説明すること。	・先行プラントである伊方、東海第二を含め、発電炉では計測設備の要目表に計器精度は記載されていない。計器精度は、補足説明資料に記載している。RFSとしての考え方を整理して説明する。 ・実用炉の例を確認し、説明する。	・実用炉の例を確認中 (2月10日頃提出予定)
12/6	1206-03	廃棄施設	第2回設工認申 請書  要目表、 添付書類3 第3-1表	・第3-1表において、廃棄物貯蔵室に対して第19条に○が付いていない。一方で、要目表には廃棄物貯蔵室が記載されている。どのような考え方に基づいてこのような記載としたのか、考え方を整理すること。	・廃棄物貯蔵室は、貯蔵規則上の廃棄施設として要目表に記載しているが、保管廃棄する施設であるため、技術基準第19条の適用を受けない。このことを整理して説明する（→別途コメント回答）	・12/20 コメント回答提出。
1/13	0113-02	火災	第2回設工認申 請書  添付書類3 別添8	・コンクリート壁と防火扉、防火シャッターの耐火能力に関する説明について説明すること。	・資料を作成し、説明する（→別途コメント回答）	・1/21コメント回答提出。
1/13	0113-03	地盤	第2回設工認申 請書  添付書類3 添付5	・砂子又層のN値、表層および支持層（砂子又層）の液状化の有無の評価について説明すること。	・補足説明資料設2-補-013-02にて説明する(P25～36)（N値を用いた評価ではなく、地震応答解析等で評価している）。	・1/21 補足説明資料提出。
1/13	0113-04	地盤	第2回設工認申 請書  添付書類3 添付5	・どこまでが表層で、どこまでが支持層かを図面等で明確にすること。	・補足説明資料設2-補-013-02にて説明する(P25～36)。なお、申請書添付書類3添付5-2-1P55に、TP-20mが支持層であることを記している。	・1/21 補足説明資料提出。
1/13	0113-05	地盤	第2回設工認申 請書  添付書類3 添付5	・設計用地下水位について説明すること。	・補足説明資料設2-補-013-02にて説明する(P25～36)（実測に基づく地表面下2mより浅くなることはないので、地表面下2mに設定している）。	・1/21 補足説明資料提出。
1/13	0113-06	耐震	申請書 分割第2回  添付書類3 添付5-1-5	・FRS（床応答スペクトル）の作成について、周期軸方向の振幅に関して、固有周期のずれは考慮するが、物性のばらつきは考慮しないことの妥当性について説明すること。 ・生スペクトルと振幅スペクトルの両方を示すこと。	・建屋の応答解析結果のうち、基本ケースとされる解析ケースで得られる床応答スペクトルについては、周期軸方向に±10%の振幅を行い、別途、材料物性等のばらつきを考慮した解析ケースで得られる床応答スペクトルを包絡して、設計用床応答曲線としている。この考え方は実用炉の新規制基準設工認と同じ考え方である。その手順について、補足説明資料設2-補-013-03に記載し説明する。	・補足説明資料作成中 (2月10日頃提出予定)

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
1/13	0113-07	耐震	第2回設工認申請書 添付書類3 添付5	水平2方向の考慮にあたって、SRSS法を用いる場合は設備機器の応答軸が明確であることについて説明すること（特にキャスクについて、トラニオンと直行する方向が弱軸となることを説明すること）。	・設備機器の水平2方向の考慮方法については、添付書類3添付5-3-1「5.4.7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」に記載のとおり、設備毎に応答軸を検討し、適切な方法を用いて評価を行っている。 ・キャスクについては、貯蔵架台の辺方向を応答軸とした場合と対角方向を応答軸とした場合の両方を考慮した評価としていることを、補足説明資料設2-補-013-04で説明する。	・補足説明資料作成中 (2月10日頃提出予定)
1/13	0113-08	耐震	第2回設工認申請書 添付書類3 添付5	・建物と設備・機器で水平2方向等の組み合わせ方法が異なっている。この考え方を説明すること。  ・それぞれの特徴に合わせた方法をとっているのは分かったが、どういう特徴のものにどういう評価方法を用いているのか、別資料で説明すること。	・機器系はベクトル合成による保守的な方法を用いている。建物については申請書添付書類3添付5-2-1P190～記載の通り、組合せ係数法や3次元FEMなどを用いている。  ・別資料（コメント回答）で説明する。	・コメント回答作成中 (2月10日頃提出予定)
1/13	0113-09	耐震	第2回設工認申請書 添付書類3 添付5	・水平2方向の考慮について、特にトラニオン支持の金属キャスクでねじれ等現行の応答軸以外の応答が出ないか説明すること(現状の評価モデルでは、トラニオン、固定装置等の剛性、押しつけ力等が考慮されていないのではないか)。	・現状の固有値解析モデルは、並進方向の倒れこみの剛性を評価したばね要素をモデル化している。ねじれ方向の剛性を考慮した評価を別途実施の上、補足説明資料設2-補-013-04に追記する。	・補足説明資料改訂予定 (2月下旬の見込み)
1/13	0113-10	耐震	第2回設工認申請書 添付書類3 添付5	・搬送台車の着床時の耐震評価方法について説明すること(H22年度申請で認可されているが、既認可と同一かどうか確認したい)。設2-補-013-07最終ページの実験では600gal程度までのデータしかないが、今回の申請条件でも問題ないのか。 ・ロッキング現象が起きるとその固有振動数が下がってくる。より大きな加速度の考慮が必要ではないか。	・同一方法である。実験はもっと大きなガル数でも行われているので、補足説明資料設2-補-013-07を改訂して説明する。  ・確認して補足説明資料設2-補-013-07を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中 (2月中旬提出予定)
12/14	1214-03	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・津波襲来時における受入れ区域の壁、床、クレーンや梁等の損傷モード（順番等）について整理し、天井スラブやクレーン等が複数同時にキャスクに衝突しないことを説明すること。	・補足説明資料(設2-補-014)に追記する。	・12/20 補足説明資料改訂版(設2-補-014改1)提出。
12/14	1214-04	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・津波に対するキャスクへの影響評価に使用しているAbaqusの種類はExplicit（陽解法）かStandard（陰解法）かを説明すること。また、Standardを使用しているのであれば、本来衝撃解析に使用すべきであるExplicitを使用しない理由、及びExplicitで得られる結果より本解析結果が保守的となっている理由を説明すること。	・補足説明資料(設2-補-014-01)に追記する。	・12/20 補足説明資料改訂版(設2-補-014-01改1)提出。
12/14	1214-05	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・搬送台車上にキャスクが乗った状態で津波波力や漂流物の衝突を受ける可能性について説明すること。受ける可能性がある場合は、キャスクの基本的安全機能に影響を与えないことを説明すること。	・搬送台車上にキャスクが乗っている場合、屋外へ通じる遮蔽扉を閉める運用とすることから、波力や漂流物の衝突を直接受ける可能性はない（補足説明資料(設2-補-014-01)に追記する）	・12/20 補足説明資料改訂版(設2-補-014-01改1)提出。

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
1/13	0113-11	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・建物（受入れ区域）の損傷モード、損傷時の落下物の選定、衝突荷重の算定条件について説明すること。結果だけを書いてあって過程が分からない。落下物の剛性も考慮しているのか。そういった内容が分かる資料を提出すること。	・補足説明資料設2-補-014-01を改訂し、説明する。	・補足説明資料改訂中
1/13	0113-12	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・漂流物の選定について、使用済燃料運搬船、海洋地球研究船（大型船）を漂流物として選定していない理由について具体的に説明すること。 ・どちらの船もRFSの所有ではないが、どのような扱い（手順）になるのか。	・現在は、添付6-1-4に緊急離岸する旨を記載している。船の扱い等について確認し、補足説明資料設2-補-014を改訂して説明する。	・補足説明資料改訂中
1/13	0113-13	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・衝突荷重の算定式(FEMA式)適用の妥当性、根拠を説明すること。実用炉の前例があるのか。	・コメント回答にて追加説明を行う。	・コメント回答作成中 (2月初旬提出予定)
1/13	0113-14	津波	申請書 分割第2回 添付書類3 添付6-1-6 P3	・貯蔵架台については、津波による水流が「水平方向に」作用しても固定状態が維持されるとあるが、受入れ区域の各架台の評価では「水平方向の」水流で評価しているのか。	・水平方向である。申請書を補正しその旨追記するとともに、補足説明資料(設2-補-014-04)P1に追記する。	・1/26補足説明資料改訂版(改1)を提出。
1/13	0113-15	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・受入れ区域の各架台に対して津波の水流でも固定状態が維持されると評価しているが、受入れ区域の搬送台車について同様の評価をしなくてよい理由について説明すること。	・屋外に通ずる扉を閉じることから、評価不要と考えている。添付書類を補正する。	
1/13	0113-16	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・受入れ区域の各架台に対して津波の水流に対する評価は行っているが、津波漂流物の衝突に対する評価をしなくてよい理由を説明すること。	・外壁や内壁との位置関係から、可能性が極めて低いと評価している。添付書類を補正する。	
1/13	0113-17	津波	第2回設工認申請書 添付書類3 添付6	・受入れ区域の各架台は、床面ではなく、架台の基礎との固定状態でよい理由を説明すること。また、各架台の基礎部とはどの部分なのか図面にて説明すること。	・アンカーボルトを介して床面に固定する。補足説明資料(014-04)の図に色付けを行い、分かりやすく改訂する(P1の記載を修正、P6,7に図を追加)。添付書類の記載についても補足説明資料と同様に補正(基礎→床面)する。	・1/26補足説明資料改訂版(改1)を提出。
1/13	0113-18	自然現象等	申請書 分割第2回 添付書類3 添付7	・森林火災の評価について、FARSITEを用いた評価は事業許可時点では補足説明資料であるため、詳細設計として設工認の添付書類の計算書とすべきではないか(試験研究炉では記載している)。	・東海第二、柏崎刈羽7号には記載されていないが、他の実用炉の例も調査し、表にして説明する。	・調査、整理中。2月中旬回答予定。

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
1/13	0113-19	自然現象等	申請書 分割第2回 添付書類3 添付7	・ 準拠する避雷設備のJIS規格について、1992年版で問題ないか。また、引用する適用規格・基準類は最新のものか確認のこと(特に建築学会関係の規格類)。最新でない場合、改訂内容に適用上の問題がないことを、文書で説明すること(建物以外も含めて水平展開を)。	・ 建築基準法の告示に「1992年版に適合しているものは2003年版に適合しているとみなす」旨の記載があるため、1992年版でよい。また、建物関係の規格類は平成22年設工認と同じ記載としているため古いものがあるが、設計・評価に影響はない。これらを含め、建物以外も調査して文書で回答する(コメント回答または補足説明資料)	・ 2月中旬回答予定。
12/14	1214-06	竜巻	第2回設工認申請書 添付書類3 添付7-2-5、 補足説明資料 設2-補-015 11条(竜巻) - 87, 88	・ 飛来物(ワゴン車)の飛散挙動の評価について、計算コード等を使用した場合はその詳細を、手計算により評価した場合はその評価式を明確にすること。	・ 飛散評価については、実用炉、核燃施設でよく用いられているTONBOS(竜巻による物体の浮上・飛来解析コード)を使用している。 ・ TONBOSを使用する妥当性等について補正で反映する旨を説明(→別途コメント回答)。	・ 1/21コメント回答提出。
12/14	1214-07	竜巻	補足説明資料 設2-補-015 11条(竜巻) - 94	・ バス、電源車、コンテナ、物置、ドラム缶について、飛散防止措置を行うとしているが、その具体策を説明すること。  ・ 大型トラックについては、工事上入構せざるを得ないため、竜巻を検知した場合は速やかに退避するとの説明があったが、そのような運用を行うことを明確化すること。	・ バス：原則として入構させない。入構せざるを得ない車両については、構外へ退避する運用とする。 ・ 電源車：構内の所定場所にて固縛装置により固縛する。 ・ コンテナ、ドラム缶：原則として構内へ持ち込み禁止とし、持ち込まざるを得ない場合は、屋内での使用を基本とするが、屋外に設置する場合は浮き上がりが発生しないよう対策をとる運用とする。 ・ 物置：コンクリートの基礎へ固定する。  ・ 大型トラック：保安規定マターの内容であるため、コメント回答にて整理する。	・ 左記を12/14ヒアリングにて回答済。  ・ 1/21コメント回答提出。
12/14	1214-08	竜巻	補足説明資料 設2-補-015 11条(竜巻) - 94	・ 敷地境界の外に物置、コンテナ等が設置される可能性は低いとしているが、これらが仮に敷地境界周辺に設置された場合の建屋への影響はどの程度か、定量的に説明すること。	・ 物置、コンテナ：敷地境界周辺に固定せず設置され、建屋に衝突したとしても、裏面剥離及び貫通が生じないため影響はない。このことについての定量評価を補足説明資料に記載する(参考資料6として追記する)。	・ 1/21 補足説明資料改訂版(設2-補-015改1)提出。
1/13	0113-01	竜巻	第2回設工認申請書  添付書類3 添付7	・ 許可整合の観点から、飛散防止措置として固縛する設備(コンテナ等)の固縛評価が記載されていない理由について説明すること。	・ 資料を作成し、説明する(→別途コメント回答)	・ 1/21コメント回答提出。